

株式取扱規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項の規定により電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」という。）するとき及び同条第5項の規定により異議を述べるときは、株主名簿管理人の定めるところによるものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じて行うものについては証券会社等及び機構の定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえで、署名または記名押印した書面により行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

一 提案の理由

各議案ごとに400字

二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

(10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法)

第14条 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第305条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定める。ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定める。

(1)株主の請求内容が横書きで記載されている場合

上から数えて定める。

(2)株主の請求内容が縦書きで記載されている場合

右から数えて定める。

(3)株主の請求において議案が秩序だって記載されていない場合その他前2号のいずれかに当たるとは認められない場合

社長執行役員が定める。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 15 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 16 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 17 条 当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 18 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 19 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手数料

(手数料)

第 20 条 本規則に定める各種取扱いに係る手数料は、以下のとおりとする。

(1) 第 15 条 (単元未満株式の買取請求の方法) に基づく単元未満株式の買取りの場合

無 料

(2) 第 12 条 (少数株主権等) に基づく少数株主権等の行使の場合

別途定める金額

2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

(改廃)

第 21 条 この規則の改正、廃止は、取締役会の決議による。

2013.12.26 改正

2014. 5.30 改正

2014.11.27 改正

2015. 5.26 改正

2015.11.30 改正

2016. 5.30 改正

2016.11.29 改正

2017. 5.30 改正

2017.11.29 改正

2018. 5.30 改正

2018.11.29 改正

2019. 5.30 改正

2019.11.28 改正

2020. 5.28 改正

2020.11.27 改正

2021. 3.29 改正

2021.10.28 改正

2022.9.1 改正

同日施行